



平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

平成28年1月18日

## 証 抱 説 明 書 (B号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴讼代理人弁護士

山 内 喜



同

茅 根 熙



同

春 原



同

江 口 正



同

池 田 秀



同

長 原



同

八 木



同

濱 松 慎



同

川 島



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙B号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙B第68号証

証拠の標目	各電源の特性と電源構成を考える上で視点 (経済産業省ウェブサイト <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/mitoshi/005/pdf/005_05.pdf">http://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/mitoshi/005/pdf/005_05.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年3月30日
作成者	経済産業省
立証趣旨	本書証は、平成27年3月30日に開催された経済産業省総合資源エネルギー調査会長期エネルギー需給見通し小委員会第5回会合における資料である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類④】	・電気は、「多様なエネルギー源を転換して生産することが可能であり、利便性も高いことから、今後も電化率は上がっていくと考えられ、二次エネルギー構造において、引き続き中心的な役割を果たしていくこととなる。」として、その重要性が認められている

	<p>こと（準備書面⑯第2章第2の1(1)（5頁）：本書証13頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「我が国の電力供給体制は、独仏のような欧州の国々のように系統が連系し、国内での供給不安時に他国から電力を融通することはできず、米国のように広大な領域の下で、複数の州間に送配電網が整備されている状況にもない。」ため、「電源と系統が全国大でバランスのとれた形で整備・確保され、広域的・効率的に利活用できる体制を確保していくことが不可欠である。」と指摘されていること（準備書面⑯第2章第2の1(1)（6頁）：本書証13頁）</li> <li>・東北地方太平洋沖地震後の我が国において、火力発電については定期点検の時期変更や、長期間停止していた発電所の再稼働等、いわば緊急避難的な稼働状況が続いているため、火力発電所の老朽化が進行し、予期せぬ不具合の発生等による火力発電所の計画外停止の件数が増加しており、安定供給への潜在的リスクが高まっていること（準備書面⑯第2章第2の1(1)（7頁）：本書証22，23頁）</li> <li>・電源構成は、特定の電源や燃料への依存度が過度に高まらないようにしつつ、低廉で安定的なベースコード電源を国際的にも遜色のない水準で確保すること、安定供給に必要な予備力、調整力を堅持すること及び環境への適合を図ることが重要であり、バランスのとれた電源構成を実現する必要があること（準備書面⑯第2章第2の1(4)（12頁）：本書証1</li> </ul>
--	--

	<p>4 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電は、地政学的リスクが低く燃料が安定して供給されること、発電コストにおいて燃料費の占める割合が小さく運転コストが安定していること、二酸化炭素等の温室効果ガスを排出しないこと等の特長を有していること（準備書面⑯第 2 章第 2 の 1 (4) (1 2 頁)：本書証 4 頁）</li> <li>・我が国の平成 25 年度のエネルギー起源の二酸化炭素排出量は、1224 百万トンになり、過去最高となつており、東北地方太平洋沖地震前と比べると、原子力発電所の代替のための火力焚き増しにより、平成 22 年度より 110 百万トンも増加していること（準備書面⑯第 2 章第 2 の 2 (1 3 頁)：本書証 2 9 頁）</li> <li>・化石燃料の我が国における備蓄は、石油約 170 日分、石炭約 30 日分、備蓄困難な L N G （液化天然ガス）は約 14 日分であり、準国産エネルギーとされている原子力は約 2.7 年分であること（準備書面⑯第 2 章第 3 の 1 (2) (1 7 , 1 8 頁)：本書証 2 1 頁）</li> </ul>
--	---

乙B第69号証

証拠の標目	2015年度夏季の電力需給対策について (経済産業省ウェブサイト <a href="http://www.meti.go.jp/setsuden/pdf/150522/150522_01a.pdf">http://www.meti.go.jp/setsuden/pdf/150522/150522_01a.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年5月22日
作成者	経済産業省
立証趣旨 【分類④】	<p>本書証は、経済産業省総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力需給検証小委員会において、平成27年度夏季の電力需給見通しについて第三者の専門家による検証を行った結果を取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって、平成27年度夏季において、政府が電力需給のひっ迫する可能性を踏まえ、全国的な節電要請を行っていること（準備書面⑩第2章第2の1(1)（6, 7頁）：本書証1ないし2頁）を明らかにする。</p>

乙B第70号証

証拠の標目	原子力コンセンサス2015
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成27年11月
作 成 者	電気事業連合会
立 証 趣 旨	<p>本書証は、電気事業連合会が原子力発電に関する一般的な事項を取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
【分類④】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーの安定供給の観点から、バランスのとれた電源構成であるエネルギー・ミックスの実現が求められていること（準備書面⑯第2章第2の1(4)（10頁）：本書証13ないし16頁）</li> <li>・原子力発電が発電時に二酸化炭素を排出しないことから環境性に優れた電源であること（準備書面⑯第2章第2の2（14頁）：本書証14頁）</li> <li>・平成27年5月に取りまとめられた、長期エネルギー需給見通し小委員会に対する発電コスト等の検証に関する報告（乙B84）においても、バックエンド費用や事故リスクへの対応費用を含めても原子力発電が十分に低コストであることが明らかにされていること（準備書面⑯第2章第2の2（15頁）：本書証15頁）</li> <li>・核燃料サイクルを行っていない米国において多数の原子力発電所が稼働していること（準備書面⑯第2章第3の1(2)ウ（21頁）：本書証18頁）</li> </ul>

乙B第71号証

証拠の標目	エネルギー・ミックス構築に向けた提言 (公益社団法人関西経済連合会ウェブサイト <a href="http://www.kankeiren.or.jp/material/150409release.pdf">http://www.kankeiren.or.jp/material/150409release.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年4月9日
作成者	公益社団法人関西経済連合会
立証趣旨 【分類④】	<p>本書証は、公益社団法人関西経済連合会が、エネルギー・ミックス構築に向けた提言を取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって、東北地方太平洋沖地震後の我が国の発電用・燃料用等の一次エネルギーの自給率は、OECD（経済協力開発機構）加盟国34ヶ国の中で、ルクセンブルクに次ぎ2番目に低い水準であること（準備書面⑩第2章第2の1(4)（10, 11頁）：本書証6頁参考1）を明らかにする。</p>

乙B第72号証

証拠の標目	平成24年度エネルギー環境総合戦略調査 これまでの我が国及び諸外国におけるエネルギーミックスに関する調査・研究報告書（抜粋） (経済産業省ウェブサイト <a href="http://www.meti.go.jp/metilib/report/2013fy/E003528.pdf">http://www.meti.go.jp/metilib/report/2013fy/E003528.pdf</a> よりダウンロード) [表紙, 34頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年3月
作 成 者	株式会社三菱総合研究所
立 証 趣 旨 【分類④】	本書証は、経済産業省資源エネルギー庁の委託により、株式会社三菱総合研究所が平成24年度のエネルギー環境を調査・研究し取りまとめた報告書である。  本書証によって、石油に関して、我が国の中東依存度は、現在では約90パーセントに達しており、中国等のアジア諸国における石油の中東依存も高まっているため、アジアの石油市場が混乱すれば、非常に深刻な供給不安を引き起こす可能性があると指摘されていること（準備書面⑯第2章第2の1(4)（11頁）：本書証34頁）を明らかにする。

乙B第73号証

証拠の標目	エネルギー基本計画 (経済産業省ウェブサイト <a href="http://www.meti.go.jp/press/2014/04/20140411001/20140411001-1.pdf">http://www.meti.go.jp/press/2014/04/20140411001/20140411001-1.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年4月11日
作成者	経済産業省
立証趣旨	<p>本書証は、エネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）に基づき、新たなエネルギー政策の基本的方向性を示すものとして、平成26年4月11日に閣議決定されたものである。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
【分類④】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府は、我が国が化石燃料を中東に依存している状況に関して、「中東地域が不安定化すると、日本のエネルギー供給構造は直接かつ甚大な影響を受ける可能性がある」として危機感を明らかにしていること（準備書面⑯第2章第2の1(4)（11頁）：本書証9頁）</li> <li>・政府は、エネルギー自給率の改善に向けて、「再生可能エネルギー、準国産エネルギーに位置付けられる原子力、さらにメタンハイドレートなど我が国の排他的経済水域に眠る資源などを戦略的に活用していくための中長期的な取り組みを継続し、自給率の改</li> </ul>

	<p>善を実現する政策体系を整備していくことが重要である。」としていること（準備書面⑯第2章第2の1(4)（11頁）：本書証18頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府は、「エネルギー政策の要諦は、安全性（Safety）を前提にしたうえで、エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上（Economic Efficiency）による低成本でのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合（Environment）を図るため、最大限の取組を行うことである。」として、S（安全性）+3E（エネルギーの安定供給、経済効率性の向上、環境への適合）の重要性を明らかにしていること（準備書面⑯第2章第2の1(4)（12頁）：本書証15ないし18頁）</li> <li>・政府は、原子力発電は「燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる低炭素の準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率を有して」いるとして、その優位性を明らかにしていること（準備書面⑯第2章第3の1(2)（17頁）：本書証21頁）</li> <li>・政府は、シェール革命による米国のエネルギー分野における自立化が、米国による中東情勢への関与を弱まらせ、結果として中東情勢をより不安定化させる可能性もあると指摘していること（準備書面⑯第2章第3の1(2)イ（19，20頁）：本書証12頁）</li> </ul>
--	---

乙B第74号証

証拠の標目	長期エネルギー需給見通し (経済産業省ウェブサイト <a href="http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150716004/20150716004_2.pdf">http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150716004/20150716004_2.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年7月16日
作成者	経済産業省
立証趣旨 【分類④】	<p>本書証は、経済産業省総合資源エネルギー調査会長期エネルギー需給見通し小委員会が、エネルギー基本計画を踏まえ、将来のエネルギー需給構造の見通しについて取りまとめた報告書である。</p> <p>本書証によって、政府は、一次エネルギーの自給率について、原子力及び再生可能エネルギーにより東北地方太平洋沖地震以前を更に上回る概ね25パーセント程度まで改善することを目指していること（準備書面19第2章第2の1(4)（11頁）：本書証3頁）を明らかにする。</p>

乙B第75号証

証拠の標目	エネルギー供給構造高度化法について(電気事業関係) (経済産業省ウェブサイト <a href="http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/denryoku_gas/kihonseisaku/pdf/002_06_00.pdf">http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/denryoku_gas/kihonseisaku/pdf/002_06_00.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年11月18日
作成者	経済産業省
立証趣旨 【分類④】	本書証は、平成27年11月18日に開催された、 経済産業省総合資源エネルギー調査会電力基本政策小 委員会第2回会合における資料である。  本書証によって、経済産業省は、2030年度にお ける発電電力量の44パーセント以上を再生可能エネ ルギーと原子力で担う方針であること(準備書面⑯第 2章第2の1④)(11頁):本書証4頁)を明らかにす る。

乙B第76号証

証拠の標目	精神論抜きの電力入門（抜粋） [表紙、56ないし75頁、奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成24年8月20日
作成者	澤昭裕
立証趣旨 【分類④】	本書証は、21世紀政策研究所研究主幹である筆者が、我が国のエネルギー事情等について論じた書籍である。  本書証によって、福島第一原子力発電所事故が発生するまでは、我が国の電源構成は原子力、石炭火力、天然ガス火力等を組み合わせたバランスのよい構成であったとされていること（準備書面⑯第2章第2の1(4)（11頁）：本書証61ないし63頁）を明らかにする。

乙B第77号証

証拠の標目	長期エネルギー需給見通し（案）に対する意見 (日本経済団体連合会ウェブサイト <a href="http://www.keidanren.or.jp/policy/2015/062.pdf">http://www.keidanren.or.jp/policy/2015/062.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年7月1日
作成者	一般社団法人日本経済団体連合会
立証趣旨 【分類④】	<p>本書証は、一般社団法人日本経済団体連合会が、政府の長期エネルギー需給見通し（案）に対しての意見を取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって、同連合会が原子力発電について、「地球温暖化防止の観点からも極めて重要な電源であり、最大限の活用に向け、安全性の確保を前提に、既存の原子力プラントの稼働率向上や運転期間の延長、リプレース・新增設について、具体的に検討すべきである」としており、実効性のあるエネルギー・ミックスを進めていく必要性を踏まえ、原子力発電を極めて重要な電源としていること（準備書面⑯第2章第2の1(4)（12頁））を明らかにする。</p>

乙B第78号証

証拠の標目	中長期的なエネルギー・ミックス策定に向けた基本的考え方 (日本商工会議所ウェブサイト <a href="http://www.jcci.or.jp/energymix_honbun.pdf">http://www.jcci.or.jp/energymix_honbun.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年4月16日
作成者	日本商工会議所
立証趣旨 【分類④】	<p>本書証は、日本商工会議所が中長期的なエネルギー・ミックス策定に対しての基本的な考え方を取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって、同会議所が「政府においては、エネルギー政策の原点である『S + 3E』の観点で、実現性のあるバランスの取れたエネルギー・ミックスを策定していただきたい。」として、S + 3E の実現を求め、燃料費の高騰によって国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしている現状に歯止めをかけるためには、原子力発電の早期運転再開が必要であるとしていること（準備書面⑩第2章第2の1(4)（12頁））を明らかにする。</p>

乙B第79号証

証拠の標目	米国原子力発電所の設備使用率が2008年以来の高水準を達成  (電気事業連合会ウェブサイト <a href="https://www.fepc.or.jp/library/kaigai/kaigai_topics/1241718_4115.html">https://www.fepc.or.jp/library/kaigai/kaigai_topics/1241718_4115.html</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年9月11日
作成者	電気事業連合会
立証趣旨 【分類④】	本書証は、電気事業連合会ウェブサイトにおける、海外の電力事情に関する記事である。  本書証によって、米国においては、原子力発電所の平均設備使用率は97.4パーセントであり、ここ6年間で最高となっており、大寒波時に石炭火力やガス火力の発電所が停止する中、原子力発電は出力を下げるに運転することができたこともあり、原子力発電が電力の安定供給に大きな役割を果たしている現状があること（準備書面⑯第2章第2の1④）（12、13頁）を明らかにする。

乙B第80号証

証拠の標目	温室効果ガス排出量の現状等について (経済産業省ウェブサイト <a href="http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004000/pdf/042_s05_00.pdf">http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004000/pdf/042_s05_00.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年1月23日
作成者	経済産業省
立証趣旨	本書証は、平成27年1月23日に開催された経済産業省産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会、中央環境審議会地球環境部会合同会合第42回会合における参考資料である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類④】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界全体でみると、二酸化炭素に代表される温室効果ガス排出量は、昭和35年から平成22年の間にかけて増え続け、年平均2.2パーセントで増えている現状があること（準備書面⑯第2章第2の2（13頁）：本書証1頁）</li> <li>・平成24年時点の全世界に占める我が国のエネルギー一起源二酸化炭素排出量シェアは3.9パーセントであること（準備書面⑯第2章第2の2（13頁）：本書証5頁）</li> <li>・一人当たりの温室効果ガス排出量は、日本がインドや中国を上回っていること（準備書面⑯第2章第2の2（13頁）：本書証4頁）</li> </ul>

乙B第81号証

証拠の標目	世界の主要温室効果ガス濃度は過去最高値 ～WMO温室効果ガス年報第11号の発表～ (気象庁ウェブサイト <a href="http://www.jma.go.jp/jma/press/1511/09b/GHG_Bulletin_11_press.pdf">http://www.jma.go.jp/jma/press/1511/09b/GHG_Bulletin_11_press.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年11月9日
作成者	気象庁
立証趣旨 【分類④】	本書証は、気象庁による、平成26年の温室効果ガス濃度についての報道発表資料である。  本書証によって、世界全体でみると、平成26年の温室効果ガスの年平均濃度は、観測史上最も高くなっていること(準備書面⑯第2章第2の2(13頁))を明らかにする。

乙B第82号証

証拠の標目	火力発電における論点  (経済産業省ウェブサイト  <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/mitoshi/005/pdf/005_07.pdf">http://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/mitoshi/005/pdf/005_07.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年3月30日
作成者	経済産業省
立証趣旨 【分類④】	本書証は、平成27年3月30日に開催された経済産業省総合資源エネルギー調査会長期エネルギー需給見通し小委員会第5回会合における資料である。  本書証によって、我が国における火力発電所の発電効率は世界トップ水準であること（準備書面19第2章第2の2（14頁），同第3の2(2)イ（23頁）：本書証12，13頁）を明らかにする。

乙B第83号証

証拠の標目	I A E A : パリ C O P 2 1 に先立ち、「温暖化対策に原子力は大きく貢献」との報告書 (日本原子力産業協会ウェブサイト <a href="http://www.jaif.or.jp/151023-a/">http://www.jaif.or.jp/151023-a/</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年10月23日
作成者	一般社団法人日本原子力産業協会
立証趣旨 【分類④】	<p>本書証は、 I A E A が「気象変動と原子力発電」と題する年次報告書（2015年度版）を公表したことに関する、一般社団法人日本原子力産業協会による記事である。</p> <p>本書証によって、 I A E A が、「現代において最大の環境問題である気候変動に対し、原子力発電が大きく貢献しているという事実を明らかにして」おり、また、「原子力は主要な低炭素電源の1つとして今日利用可能なエネルギー源であり、多くの国が『信頼できるエネルギーの供給保証と温室効果ガスの排出削減という双子の課題解決の一助となる』と確信している。」としていること（準備書面⑯第2章第2の2（14頁））を明らかにする。</p>

乙B第84号証

証拠の標目	長期エネルギー需給見通し小委員会に対する発電コスト等の検証に関する報告 (経済産業省ウェブサイト <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/mitoshi/cost_wg/pdf/cost_wg_01.pdf">http://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/mitoshi/cost_wg/pdf/cost_wg_01.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年5月26日
作 成 者	経済産業省
立 証 趣 旨	本書証は、経済産業省総合資源エネルギー調査会長期エネルギー需給見通し小委員会に対する、発電コスト検証ワーキンググループによる報告書である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類④】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電コスト検証ワーキンググループによる報告書においては、バックエンド費用や事故リスクへの対応費用につき、それぞれ複数のケースを示して試算が行われており、原子力発電が十分に低成本であることが明らかにされていること（準備書面⑯第2章第2の3（15頁）、同第3の3(2)イ（27頁）：本書証49ないし80頁）</li> <li>・発電コスト検証ワーキンググループによる報告書においては、原子力発電、LNG火力発電及び石炭火力発電の設備利用率はいずれも70パーセントとし</li> </ul>

	<p>て試算されていること（準備書面⑯第2章第3の3 (2)イ(26頁)：本書証12, 13頁）</p> <p>・発電コスト検証ワーキンググループによる報告書においては、火力発電のみならず、他の発電方法に比べても原子力発電の経済性が確認されていること (準備書面⑯第2章第3の3(2)イ(27, 28頁)： 本書証12ないし14頁)</p>
--	--

乙B第85号証

証拠の標目	国際エネルギー機関とO E C D・原子力機関が電源別発電コスト予測報告書を改訂 (日本原子力産業協会ウェブサイト <a href="http://www.jaif.or.jp/150902-a/">http://www.jaif.or.jp/150902-a/</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年9月2日
作成者	一般社団法人日本原子力産業協会
立証趣旨 【分類④】	本書証は、IEA（国際エネルギー機関）とO E C D・原子力機関が平成27年8月31日に「発電コスト予測2015年版」を公表したことに関する、一般社団法人日本原子力産業協会による記事である。  本書証によって、「発電コスト予測2015年版」において、原子力発電は他のベースロード電源と比較して競争力があるとの分析結果が示されていること（準備書面⑯第2章第2の3（15頁））を明らかにする。

乙B第86号証

証拠の標目	電力の安定供給と電気料金再値上げ抑止に関する緊急要望  (大阪商工会議所ウェブサイト  <a href="http://www.osaka.cci.or.jp/Chousa_Kenkyuu_Iken/press/k130910den.pdf">http://www.osaka.cci.or.jp/Chousa_Kenkyuu_Iken/press/k130910den.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年9月10日
作成者	近畿商工会議所連合会
立証趣旨 【分類④】	<p>本書証は、近畿商工会議所連合会が、関西電力大飯発電所の運転停止に際して、電力の安定供給と電気料金再値上げ抑止に関する緊急要望を取りまとめ、政府に建議したものである。</p> <p>本書証によって、同連合会が、「長期にわたり、安価・安定的な電力確保の見通しが立たない異常な状況が続く中、国民生活や企業とりわけ中小企業の活動は深刻なダメージを被っている。(略) 電力の安定供給は、わが国経済が長年のデフレから確実に脱却し、力強い再成長に踏み出すための大前提である。(略) 電力の安定供給と料金抑制のためには、安全が確認された原子力発電所の順次速やかな再稼働が不可欠である。」と指摘していること(準備書面⑯第2章第2の3(15頁)：本書証1頁)を明らかにする。</p>

乙B第87号証

証拠の標目	エネルギー問題に関する緊急提言 (日本経済団体連合会ウェブサイト <a href="https://www.keidanren.or.jp/policy/2014/052_honbu_n.pdf">https://www.keidanren.or.jp/policy/2014/052_honbu_n.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年5月28日
作成者	一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、 公益社団法人経済同友会
立証趣旨 【分類④】	<p>本書証は、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所及び公益社団法人経済同友会が連名で、東日本大震災以降続いている、電気料金・エネルギーコスト高騰への早急な対応を政府に建議したものである。</p> <p>本書証によって、上記各団体が、「現下の最重要・最優先課題は、低廉・安定的な電力供給の早期回復である。」、「安全が確認された原子力発電の再稼働プロセスを加速すべきである。」等の見解を示していること（準備書面⑯第2章第2の3（15, 16頁））を明らかにする。</p>

乙B第88号証

証拠の標目	電力多消費産業の事業存続のための緊急要望 (一般社団法人日本鉄鋼連盟ウェブサイト <a href="http://www.jisf.or.jp/news/topics/documents/140527youbou.pdf">http://www.jisf.or.jp/news/topics/documents/140527youbou.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年5月27日
作 成 者	一般社団法人新金属協会 ほか10団体
立 証 趣 旨 【分類④】	本書証は、一般社団法人新金属協会ほか10団体が連名で、電力多消費産業が電力値上げによるコスト負担増により事業撤退、縮小に追い込まれることがないよう、政府に建議したものである。  本書証によって、上記団体が、原子力発電について、「新たに策定された規制基準に基づき、安全が確認された設備については、再稼働を進めていくことが必要であると考えます。」等の見解を示していること（準備書面⑩第2章第2の3（16頁）：本書証2頁）を明らかにする。

乙B第89号証

証拠の標目	原子力発電所の一刻も早い再稼働を求める —地域経済の弱体化と国富の流出を解消するために— (関西経済連合会ウェブサイト <a href="http://www.kankeiren.or.jp/material/140415ikensho.pdf">http://www.kankeiren.or.jp/material/140415ikensho.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年4月15日
作成者	公益社団法人関西経済連合会、一般社団法人九州経済連合会
立証趣旨 【分類④】	本書証は、公益社団法人関西経済連合会及び一般社団法人九州経済連合会が連名で、原子力発電所の早期再稼働に向けた要望を政府に建議したものである。  本書証によって、上記各団体が、経済活動に不可欠な低廉かつ安定的な電力供給の実現に向けて、原子力発電所の早期再稼働を求めていること（準備書面⑯第2章第2の3（16頁）：本書証1、2頁）を明らかにする。

乙B第90号証

証拠の標目	泊発電所の早期再稼働に向けた要望 (北海道経済連合会ウェブサイト <a href="http://www.dokeiren.gr.jp/assets/files/pdf/seisaku/20140630saikadouyoubou.pdf">http://www.dokeiren.gr.jp/assets/files/pdf/seisaku/20140630saikadouyoubou.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年6月30日
作成者	北海道経済連合会、一般社団法人北海道商工会議所連合会、北海道経済同友会
立証趣旨 【分類④】	本書証は、北海道経済連合会、一般社団法人北海道商工会議所連合会及び北海道経済同友会が連名で、北海道電力泊発電所の早期再稼働に向けた要望を政府に建議したものである。  本書証によって、上記各団体が、電力供給不足に対する懸念、電気料金の再値上げに対する懸念等から、原子力発電所の早期再稼働を求めるとしていること（準備書面⑩第2章第2の3（16頁））を明らかにする。

乙B第91号証

証拠の標目	エネルギー・環境政策について (中国経済連合会ウェブサイト <a href="http://chugokukeiren.jp/proposal/pdf/y2014/150225tophoukokuerugi_iken.pdf">http://chugokukeiren.jp/proposal/pdf/y2014/150225tophoukokuerugi_iken.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年2月25日
作成者	中国経済連合会
立証趣旨 【分類④】	本書証は、中国経済連合会が、エネルギー・環境政策についての意見を取りまとめ公表したものである。  本書証によって、同連合会が、電力供給不足に対する懸念、電気料金の再値上げに対する懸念等から、原子力発電所の早期再稼働を求めるとしていること（準備書面 <sup>19</sup> 第2章第2の3（16頁）：本書証2頁）を明らかにする。

乙B第92号証

証拠の標目	2016年度までの日本の経済・エネルギー需給見通し (日本エネルギー経済研究所ウェブサイト <a href="https://eneken.ieej.or.jp/press/press150709d.pdf">https://eneken.ieej.or.jp/press/press150709d.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年7月10日
作成者	一般社団法人日本エネルギー経済研究所
立証趣旨 【分類④】	<p>本書証は、一般社団法人日本エネルギー経済研究所が、原子力規制委員会に新規制基準適合性審査を申請した原子力発電所の再稼働状況に応じた四つのケースについて、経済への影響を評価した報告書である。</p> <p>本書証によって、原子力発電所が順次再稼働することにより、化石燃料輸入総額の減少、発電コストの低下、エネルギー自給率の改善、二酸化炭素排出量の減少、そして、実質国内総生産（GDP）を押し上げる効果があること、また、「東日本大震災以降、発電用化石燃料輸入増に伴う貿易収支の悪化、エネルギー自給率の低下、CO<sub>2</sub>排出量増大などの課題が顕在化している。国際エネルギー価格が一時より低下した現在でも、原子力発電所が3Eの改善に対して果たす役割は非常に大きい。」として、原子力発電の経済性が認められていること（準備書面⑯第2章第2の3（16頁））を明らかにする。</p>

乙B第93号証

証拠の標目	ドイツリスク「夢見る政治」が引き起こす混乱(抜粋) [表紙, 79ないし100頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年9月20日
作 成 者	三好範英
立 証 趣 旨 【分類④】	<p>本書証は、ドイツにおけるエネルギー転換、ユーロ危機等を取材した書籍である。</p> <p>本書証によって、ドイツにおいては、原子力発電の段階的廃止及び再生可能エネルギーの優遇政策により、特に一般家庭の経済的負担が増加している状態であること（準備書面⑩第2章第2の3（17頁）：本書証79ないし100頁）を明らかにする。</p>

乙B第94号証

証拠の標目	「脱原発」が地方を滅ぼす（抜粋） [表紙, 25ないし32, 84ないし89頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年4月18日
作 成 者	産経新聞九州総局
立 証 趣 旨	本書証は、原子力発電所の停止による地域経済への影響等を取材した書籍である。  本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類④】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北地方太平洋沖地震後の我が国においては、被告を含む一般電気事業者が、お客さまに節電にご協力いただくこと、運転開始から長期間経過した火力発電所を再稼働させること等により、辛うじて大規模停電を回避してきたのが実情であること（準備書面⑯第2章第3の1(2)ア（18頁）：本書証25ないし32頁）</li> <li>・シェールガスやシェールオイルの採掘が進んでいるからといって、エネルギー資源の安定確保が国家的最重要課題の一つであり、原子力発電を含め、多様な電源の確保が必要なことに変わりはないこと（準備書面⑯第2章第3の1(2)イ（19頁）：本書証84ないし89頁）</li> </ul>

乙B第95号証

証拠の標目	原発再稼働までに何が起きたか（抜粋） [表紙、35ないし42、65ないし68、80ないし85、190ないし197頁、奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年8月8日
作成者	産経新聞九州総局
立証趣旨	本書証は、九州電力川内原子力発電所の再稼働までの実情等を取材した書籍である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類④】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北地方太平洋沖地震後の我が国においては、被告を含む一般電気事業者が、お客様に節電にご協力いただくこと、運転開始から長期間経過した火力発電所を再稼働させること等により、辛うじて大規模停電を回避してきたのが実情であること（準備書面⑯第2章第3の1(2)ア（18頁）：本書証35ないし42、80ないし85頁）</li> <li>・シェールガスやシェールオイルの採掘が進んでいるからといって、エネルギー資源の安定確保が国家的最重要課題の一つであり、原子力発電を含め、多様な電源の確保が必要なことに変わりはないこと（準備書面⑯第2章第3の1(2)イ（19頁）：本書証65ないし68頁、190頁ないし197頁）</li> <li>・平成26年10月以降、米国の石油及びガス会社で</li> </ul>

	は、シェールガス等の採掘活動の減少が続いていること（準備書面⑯第2章第3の1(2)イ（19頁）：本書証190ないし197頁）
--	--

乙B第96号証

証拠の標目	エネルギー白書（抜粋） (経済産業省ウェブサイト <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2015pdf/whitepaper2015pdf_1_1.pdf">http://www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2015pdf/whitepaper2015pdf_1_1.pdf</a> よりダウンロード) [表紙，8頁ないし20頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年7月14日
作成者	経済産業省
立証趣旨 【分類④】	本書証は、エネルギー政策基本法11条に基づき、 政府がエネルギーに関して講じた施策の概況について 国会に提出した報告書の内容を取りまとめたものである。  本書証によって、平成26年10月以降、米国の石 油及びガス会社では、シェールガス等の採掘活動の減 少が続いていること（準備書面⑯第2章第3の1(2)イ (19頁)：本書証16頁）を明らかにする。

乙B第97号証

証拠の標目	日本原燃（株）六ヶ所再処理工場の現状 (内閣府原子力委員会ウェブサイト <a href="http://www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siryo2013/siryo37/siryo1.pdf">http://www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siryo2013/siryo37/siryo1.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年10月8日
作成者	日本原燃株式会社
立証趣旨 【分類④】	本書証は、平成25年10月8日に開催された第37回内閣府原子力委員会定例会議の参考資料である。 本書証によって、日本原燃株式会社の再処理工場（青森県上北郡六ヶ所村）については、平成25年5月までにアクティブ試験を概ね完了したこと（準備書面⑩第2章第3の1(2)ウ（21頁）：本書証3, 4頁）を明らかにする。

乙B第98号証

証拠の標目	電事連会長 定例会見要旨 資料 (電気事業連合会ウェブサイト <a href="http://www.fepc.or.jp/about_us/pr/kaiken/_icsFiles/afielddfile/2015/04/28/kaiken_20150417_s.pdf">http://www.fepc.or.jp/about_us/pr/kaiken/_icsFiles/afielddfile/2015/04/28/kaiken_20150417_s.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年4月17日
作成者	電気事業連合会
立証趣旨 【分類④】	本書証は、平成27年4月17日に電気事業連合会が行った定例会見における資料である。  本書証によって、我が国において、原子力発電所の停止により発電用の燃料輸入量が増大していること（準備書面⑯第2章第3の3(2)ア（24頁））を明らかにする。

乙B第99号証

証拠の標目	委員会におけるご指摘事項と回答 (経済産業省ウェブサイト <a href="http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/denryoku_jukyu/pdf/013_04_00.pdf">http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/denryoku_jukyu/pdf/013_04_00.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年10月20日
作成者	経済産業省
立証趣旨 【分類④】	<p>本書証は、平成27年10月20日に開催された経済産業省総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力需給検証小委員会第13回会合における資料である。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国において、原子力発電所の停止に伴う火力発電の焚き増しにより、発電用の燃料輸入額が増加していること（準備書面⑯第2章第3の3(2)ア（24, 25頁）：本書証5ないし9頁）</li> <li>・資源エネルギー庁の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会では、ベースロード電源である原子力発電の発電電力量を火力発電で代替した場合のコスト試算を詳細に行い、消費量、燃料価格、為替変動等を総合的に勘案し、その影響額を試算しており、火力発電の燃料輸入量や燃料輸入額を論ずるに当たつ</li> </ul>

	ては、資源エネルギー庁の試算が、原告らのいう財務省通関統計より適当であるといえること（準備書面⑯第2章第3の3(2)ア（24, 25頁）
--	--

乙B第100号証

証拠の標目	原子力推進策？ 差額調整契約制度の実相 英国発の 原子力C f D制度  (株式会社ウェッジ ウェブサイト <a href="http://wedge.ismedia.jp/articles/print/4320">http://wedge.ismedia.jp/articles/print/4320</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年10月20日
作 成 者	澤昭裕
立 証 趣 旨 【分類④】	本書証は、英国における原子力発電の差額調整契約制度についての雑誌記事（ウェブ版）である。  本書証によって、英國政府は、「副作用が強い固定価格買取制度から離れて、今後はこの差額調整契約制度を軸に据えるとしており（略）再生可能エネルギーと原子力との間の競争を促進するという考え方」をとつており、今後も原子力発電を堅持することとしていること（準備書面⑩第2章第3の3(2)イ（28頁）：本書証5頁）を明らかにする。

乙B第101号証

証拠の標目	参議院原子力問題特別委員会会議録第四号（抜粋） (国会会議録検索システム <a href="http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/186/0164/18605280164004.pdf">http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/186/0164/ 18605280164004.pdf</a> よりダウンロード) [1, 19, 20頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年6月17日
作成者	参議院事務局
立証趣旨 【分類④】	本書証は、平成26年5月28日に開催された参議院原子力問題特別委員会における質疑の内容を記録したものである。  本書証によって、田中知 <sup>さとる</sup> ・原子力規制委員への報酬等については、既に国会において十分に審議されていること（準備書面 <sup>19</sup> 第4章第2（37頁）：本書証19, 20頁）を明らかにする。

乙B第102号証

証拠の標目	活断層と原子力（抜粋） [表紙、233ないし236頁、奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年8月23日
作 成 者	青柳榮
立 証 趣 旨 【分類③】	<p>本書証は、活断層に関する知見や、原子力発電所の耐震設計等について解説した書籍である。</p> <p>本書証によって、原子力発電所の地盤・地震に係る安全性について、「原子力発電所の鉄筋コンクリート基礎盤の厚さはおよそ6メートル～7メートルであり、マイナーな破碎帶の動きに十分耐えられる強度を持つ。」とされていること（準備書面⑯第5章第2（38頁）：本書証234頁）を明らかにする。</p>

乙B第103号証

証拠の標目	「朝日新聞」平成27年4月23日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年4月23日
作成者	朝日新聞社
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、九州電力川内原子力発電所運転差止仮処分命令申立事件決定（鹿児島地裁平成27年4月22日決定・甲D3。申立却下）と、関西電力高浜発電所3、4号機運転差止仮処分申立事件決定（福井地裁平成27年4月14日決定・甲D4。申立認容）の内容を比較した新聞記事である。</p> <p>本書証によって、纏纏一起・東京大学地震研究所教授が、新規制基準における地震動の想定は「最新の科学に照らせば合理的」と述べていること（準備書面⑯第5章第2（38頁））を明らかにする。</p>

乙B第104号証

証拠の標目	「中日新聞」平成27年4月23日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年4月23日
作成者	中日新聞社
立証趣旨 【分類①】	<p>本書証は、九州電力川内原子力発電所運転差止仮処分命令申立事件決定（鹿児島地裁平成27年4月22日決定・甲D3。申立却下）と、関西電力高浜発電所3、4号機運転差止仮処分申立事件決定（福井地裁平成27年4月14日決定・甲D4。申立認容）の内容を比較した新聞記事である。</p> <p>本書証によって、原子力規制委員会「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」委員等を歴任した奈良林直・北海道大学大学院教授が、「新規制基準は最新の知見に基づき、現時点では最善のものだろう。」と述べていること（準備書面⑯第5章第2（38頁））を明らかにする。</p>

乙B第105号証

証拠の標目	原子力規制委、東電柏崎刈羽6、7号を「集中審査」 へ (ロイター通信ウェブサイト <a href="http://jp.reuters.com/article/tepco-idJPKCN0QB0T20150806">http://jp.reuters.com/article/tepco-idJPKCN0QB0T20150806</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年8月6日
作成者	ロイター通信社
立証趣旨 【分類①】	<p>本書証は、原子力規制委員会における、東京電力柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の新規制基準適合性審査について報じたインターネット記事である。</p> <p>本書証によって、平成27年8月6日、更田豊志・原子力規制委員会委員長代理は、同発電所の新規制基準適合性審査会合において、「柏崎刈羽6、7号機に当面集中してプラント関係の議論を進める」と述べ、BWR（ABWR）のうち、柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の審査を先行させるとの方針を表明したこと（準備書面⑯第6章第1の2（41、42頁））を明らかにする。</p>

乙B第106号証

証拠の標目	東電柏崎刈羽6・7号、震源特定S s確定へ「ヤマ場」越す  (電気新聞ウェブサイト  <a href="http://www.shimbun.denki.or.jp/news/energy/20151112_01.html">http://www.shimbun.denki.or.jp/news/energy/20151112_01.html</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年11月12日
作成者	日本電気協会新聞部
立証趣旨 【分類③】	本書証は、原子力規制委員会における、東京電力柏崎刈羽原子力発電所6, 7号機の新規制基準適合性審査について報じたインターネット記事である。  本書証によって、平成27年11月11日、同発電所の新規制基準審査会合において、基準地震動S sのうち、「震源を特定して策定する地震動」について、「十分な回答がなされている」と総括され、「震源を特定せず策定する地震動」の確定に向け、「ヤマ場」を越えたと報道されていること（準備書面⑯第6章第1の2（41, 42頁））を明らかにする。

乙B第107号証

証拠の標目	敷地内破碎帯の評価に関する有識者会合について (案) (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="http://www.nsr.go.jp/data/000047086.pdf">http://www.nsr.go.jp/data/000047086.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成24年10月17日
作 成 者	原子力規制委員会
立 証 趣 旨 【分類③】	本書証は、平成24年10月17日に開催された平成24年度原子力規制委員会第5回会議の配布資料である。  本書証によって、原子力規制委員会において、有識者会合の出席者は、「日本活断層学会」等「関係学会から推薦を受けた候補者から選定」されているところ、その選定に当たっては、「個々の原子力施設の安全審査（耐震バックチェック及び二次を含む）に関わったことのない学識経験者を対象として選定」することとされていること（準備書面②0第4の1（26, 27頁）：本書証1頁）を明らかにする。

乙B第108号証

証拠の標目	原発とどう向き合うか（抜粋） [表紙、115ないし129頁、奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年8月20日
作 成 者	澤田哲生 編
立 証 趣 旨 【分類③】	<p>本書証は、福島第一原子力発電所事故後の原子力発電に関する状況について、研究者らの鼎談を取りまとめた書籍である。</p> <p>本書証によって、「(被告注：旧原子力安全・) 保安院や(被告注：旧原子力) 安全委員会で審査やバックチェックに関わった人は、癒着があるとしてすべて外されました。(略) 日本第四紀学会は、これまで携わった人を外すと議論ができないから、あえてそういう人を2人含めて推薦しましたが、採用されませんでした。」として、原子力規制委員会による有識者会合の出席者の選定に当たっては、これまで原子力発電所等の安全審査に携わってきた経験豊富な学識経験者が、対象施設や事業者との関わり等を一切考慮することなく一律に排除されていること(準備書面20第4の1(26, 27頁)：本書証120, 121頁)を明らかにする。</p>

乙B第109号証

証拠の標目	原子力規制委員会の組織理念 (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="http://www.nsr.go.jp/nra/gaiyou/idea.html">http://www.nsr.go.jp/nra/gaiyou/idea.html</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年1月9日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類①】 【分類③】	本書証によって、原子力規制委員会は「国内外の多様な意見に耳を傾け」との組織理念を掲げていること（準備書面⑩第4の1（27頁））を明らかにする。

乙B第110号証

証拠の標目	平成26年度原子力規制委員会 第43回会議議事録 (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="http://www.nsr.go.jp/data/000091637.pdf">http://www.nsr.go.jp/data/000091637.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年12月3日
作 成 者	原子力規制委員会
立 証 趣 旨 【分類③】	<p>本書証は、平成26年12月3日に開催された、平成26年度原子力規制委員会第43回会議の議事録である。</p> <p>本書証によって、平成26年度原子力規制委員会第43回会議において、原子力規制庁の櫻田原子力規制部長は「法律上のプロセスである適合性審査と有識者会合による評価というのは別のものであるということでございます。」と説明しており、有識者会合には法的根拠がなく、単に新規制基準適合性審査の一参考資料を取りまとめるものに過ぎず、かつ、事業者から新たな知見が提出されれば、原子力規制委員会はそれも審査において確認することが明らかにされていること(準備書面⑩第4の1(27, 28頁)：本書証14頁)を明らかにする。</p>